

## 豊中市まちづくり講座実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市地区まちづくり条例（平成4年豊中市条例第25号）第4条に基づき、市民が行う自らの地域の住みよいまちづくりの活動に対する支援施策における初動期支援として行う、まちづくり講座の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり講座 地区まちづくりを推進するため、地区住民による市民団体・グループ等の申込みに応じて、まちづくりの専門家を派遣し、説明、質疑応答、意見交換等を行い、地区住民のまちづくりに対する理解を深めることをいう。
- (2) 地区住民 自ら定める一定の地区において、居住する者又は事業を営む者及び土地、建物等を所有する者をいう。
- (3) 地区まちづくり 地区住民が、自らの土地、建物等の利用の改善その他の地区環境を整備することをいう。
- (4) まちづくり専門家 まちづくりに関して相当の専門知識及び実務経験を有する個人をいう。

### (対象)

第3条 おおむね10人以上の地区住民による市民団体・グループ等を対象とする。

### (内容)

第4条 まちづくり講座のテーマ等は、地区まちづくりを推進することを目的として、地域でのまちの課題や目標に応じて設定し、まちづくりに関する情報や技術、他地区の取組み事例の紹介等を行う。

2 講座時間は、おおむね60分～90分程度とする。

### (申込み)

第5条 申込みは、市民団体・グループ等申込者（以下、「申込団体」という。）が、所定の申込み様式で都市計画課へ提出する。

2 都市計画課は、実施の可否を申込者に通知する。

### (実施の制限及び中止)

第6条 まちづくり講座は政治、宗教、営業活動を目的とする場合や、それらに関連した目的、またその恐れがある場合は、実施できない。

2 この要綱の定めに反する、またその恐れがある場合は、まちづくり講座は実施できない。

3 前2項のほか、市長が不適切と認めた場合は、まちづくり講座は実施できない。

4 まちづくり講座の実施中においても、前3項に定める制限事項に反することが認められた場合は、直ちにまちづくり講座を中止する。

(会場)

第7条 会場は申込団体が用意する。

2 会場は豊中市内の公共性・公益性を認めることのできる会場に限る。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(費用の負担)

第8条 講師の派遣は無料とする。なお、会場費や参加者の交通費、保育費、通訳費などの費用はすべて、申込団体が負担するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市計画課長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から実施する。